

R7 宮繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事管（着手日指定型）

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
01	共-00	表紙・図面目録	11	P-04	衛生設備 器具表
02	共-01・02	宮繕工事共通仕様書(1)(2)	12	P-05	衛生設備 平面図(改修前、改修後)
03	共-03・04	宮繕工事共通仕様書(3)(4)	13	P-06	衛生設備 増築トイレ平面詳細図
04	共-05・06	宮繕工事共通仕様書(5)(6)	14	P-07	衛生設備 トイレ増築待合室平面詳細図
05	機特-01・02	機械設備工事特記仕様書(1)(2)	15	P-08	衛生設備 待合室改修平面詳細図(改修前)
06	機特-03・04	機械設備工事特記仕様書(3)(4)	16	P-09	衛生設備 待合室改修平面詳細図(改修後)
07	機特-05	機械設備工事特記仕様書(5)	17	P-10	概略工事工程表(参考図)
08	P-01	附近見取図、配置図	18	P-11	建築工事仮設計画図－1(参考図)
09	P-02	増築トイレ、待合室参考断面図	19	P-12	建築工事仮設計画図－2(参考図)
10	P-03	衛生設備 機器表	20	P-13	建築工事仮設計画図－3(参考図)

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

		徳島県土整備部宮繕課	工事名 R7 宮繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事管（着手日指定型）	図面番号 共-00
設計 R8.1	竣工	図面名 表紙・図面目録		縮尺 NO SCALE

工事名：R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事管（着手日指定型）

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事管(着手日指定型)

2. 工事場所

鳴門市鳴門町土佐泊浦

3. 建物概要

建物名称	大鳴門橋遊歩道
構造・規模	S造 地上1階
敷地面積	
延床面積	274.03(m2)
消防法施行例別表第1の区分	

4. 工事種目

種目	工事概要
衛生器具設備	トイレ増築及び待合室改修に伴う図示衛生器具類取付、調整工事一式
給水設備	トイレ増築及び待合室改修に伴う給水配管等の改修工事一式
排水設備	トイレ増築及び待合室改修に伴う排水配管等の改修工事一式
給湯設備	トイレ増築及び待合室改修に伴う給湯機器取付、配管等の改修工事一式
撤去工事	改修工事に伴う既設不要機器及び配管類の撤去工事一式

5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 9 日間
- 観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_ 徳島 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_ 徳島 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく(特例措置の対象工事である。

II. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和4年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和4年版
- 電気設備工事監理指針 令和4年版
- 機械設備工事監理指針 令和4年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

- 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - 訂正時は、適宜とする。
- なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあては、その日)をいう。

6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工程別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。

工事名：R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事管（着手日指定型）

- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の3)及び4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
- 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約(以下の3)及び4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
- 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とす。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工所用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 受注者は、高さが2m以上の箇所作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のラフはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのあるホヤやメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

- 受注者は、工事施工途中に工事的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

- 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工所用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

 - 積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと
 - さし柵装備車、不表示車は使用しないこと
 - 過積載車両、さし柵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと

工事名：R 7 宮織 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事管（着手日指定型）

- ・当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防災対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

③ 提出書類

- ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
- ・工事写真（電子データ2部）
- ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
- ・保金に関する資料
- ・その他監督員が指示する図書（必要部数）

- ④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びジナル形式をCD-R等に保存する。

- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真での確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
- ② 付保険外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

工事名：R 7 宮織 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事管（着手日指定型）

- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28. 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

工事名：R 7 営繕 滴の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事管（着手日指定型）

- 給水機器（ ） ・ 排水機器（ ） ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器
 - 防災機器 ・ 監視制御装置 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備
- ・ 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
()
 - 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
 - 試験箇所数 対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。
- 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- 屋外に使用するものはステンレス製又は JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとす。
(ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く)

3. 非破壊検査

- はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- 施工場所以鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 各種荷重計算

- 屋上、塔屋等に設置する機器

5. 強度計算

- 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材

6. 配管工事

- 配管材料については、次表による。

用途	名 称	番 号	備 考
冷水・温水・ 冷温水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA(管端防食継手)
膨張・空気抜・ 補給水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
蒸気(往)	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼鋼管(黒管 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
冷 媒	冷媒用断熱材被覆鋼管	JCDA 0009	ポリエチレン保温材(難燃性)
空調用排水 (屋内)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742 を適用してもよい)
	結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管		
給 水 (地中埋設)	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	○ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA(管端防食継手)
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	1)W又は2)W
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
排水・通気	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	排水・通気用耐火二層管		
排水 (地中埋設)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9797	RS-VU
給 湯	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
	ポリブテン管	JIS K 6778	
	耐熱性硬質塩化ビニル鋼管	JIS K 6776	HTVP
消 火 (地中埋設)	架橋ポリエチレン管	JIS K 6769	
	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
ガ ス	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP

工事名：R 7 営繕 滴の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事管（着手日指定型）

(地中埋設)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
(地中埋設)	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	SGP

(注) 表中○印のある配管材料を本工事に適用する。

- ステンレス鋼管の接合方法は、呼び径60Su以下の継手はSAS322による拡管式とする。
- 冷媒管に使用する断熱材被覆鋼管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管を20mm以上とする。
- 建築物導入部の変位吸収方法は、次による。
 - 給水配管、ガス配管
標準図(施工4、施工5:建築物導入部の変位吸収配管要領 (a) ・ (b) ・ (c))による。
※屋外埋設用配管にポリエチレン管を使用し、建物導入部において異種管と接合する場合、点検口柵(標準図[機材6]のTC-1)を設け、変位吸収余長をとる。
 - 油配管
標準図(施工4、施工5:建築物導入部の変位吸収配管要領 (a) ・ (b) ・ (c))による。
- 配管溶接部の非破壊検査は次による。
 - 要 (放射線透過検査 ・ 浸透探査検査または磁粉探傷検査) ・ 不要
 - ※検査要の場合の抜取率は(標準仕様書による ・ %)とする。
- 図面に記載なき防振継手は、(合成ゴム製 ・ ペローズ形)とする。
- 図面に記載なき伸縮管継手は、(ペローズ形 ・ スリーブ形)とする。
- 弁類で、ステンレス鋼管に取り付けるものは、呼径50以下は青銅製、呼径65以上はステンレス製とする。
- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3)
- 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- 地中配管は次による。(標仕<2>2.7.1、監理指針<2>2.7.1、標準図[機材2])
 - 排水管
標仕の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分完了した後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。
 - 排水管以外
管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。
- 水圧試験、漏水試験、気密試験等は配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕<2>2.9.1)

7. 保温・塗装工事

- 保温工事
 - 空調対象室部分(天井内を含む)に設置する全熱交換器の外気取入用ダクト及び排気用ダクトの保温は25mm厚とする。
 - 厨房用排気ダクトの断熱(隠べい部) ・ 1・(イ)・IX(又はH・(イ)・IX) ・ 行わない
 - 断熱材被覆鋼管の保温外装は次による。

	適用箇所	保温外装材	施工種別	保温材	備考
○	屋内露出	合成樹脂製カバー 保温化粧ケース(耐熱性樹脂製)	A1	(□)	ガラスウールにて成形とする。
○	屋外露出	ステンレス鋼板 溶融亜鉛アルミニウム亜鉛鉄板(JIS G 3321) 保温化粧ケース(ステンレス鋼板製) 保温化粧ケース(高耐食めっき鋼板製(JIS G 3323))	E2 E3	(□) (□)	ガラスウールにて成形とする。 ガラスウールにて成形とする。

- 膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標仕<2>3.1.4の温水管の項による。
- 建物内エア抜き管の保温(エア抜き弁以降の配管は除く)は、標仕<2>3.1.4の温水管の項による。
- 空気調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標仕<2>3.1.5の排水管の項による。
- 給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
- 消火管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
- 給水用配管でポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。

- ② 塗装工事
 - 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。
(屋内隠べい部分)
 - 機械室、隠べい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
 - 屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
 - 硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、塗装を省略することが出来る。

8. その他共通事項

- ① 支持金物等
 - 屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
- ② 用途等の表示
 - 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <1>1.7.4)
なお、屋外及び水気のある場所(弁柄内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書又は耐候シートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- ③ 制御配線、計装配線等
 - 使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3章 関連工事

1. 仮設工事
 - ① 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - 既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)
 - 既存用水利用(出来る ・ 出来ない)、用水料金(有償 ・ 無償)
 - ② 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - 同用地は、(図示の場所に ・ 用意していないので業者にて)設けること。
 - 同用地に対する借地借家料を 円見込んでいる。
 - ③ 交通誘導員の配置
交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に配置すること。
 - 1) 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている ・ 義務付けられていない)
 - 2) 警備員は、延 〇 人 (昼 人、夜 人:うち検定合格警備員 人)を見込んでいる。

工事名：R 7 営繕 滴の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事管（着手日指定型）

5.3

- 3) 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- 4) 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- 5) 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

④ 足場その他

足場及び作業構台の類を（ 本工事で設置する ・ 関連工事が定置するものを無償で使用できる ）。

- ・ 外部足場（図示の通り）

足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（建標仕2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり掘置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

- ・ 内部足場（図示の通り）

4章 衛生器具設備

1. 施工

- ① 衛生器具をコンクリート又はれんがに壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。（標仕<5>2.1.1）
- ② 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付けるときは、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。（監理指針<5>2.1.1）
- ③ 衛生器具と排水管の接続は、標準図〔施工65〕大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとビニル管接続要領による。

5章 給水設備

1. 配管材料等

- ① ビニル管の接合方法は（ 接着接合 ゴム輪接合（直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする） ）とする。
- ② ポリエチレン管の接合方法は、50A以下は（ メカニカル接合 電気融着接合 ）、75A以上は電気融着接合とする。
- ③ 特記なき給水管の最小管径は呼径20とする。
- ④ 水道直結配管の引き込みは水道事業者の指定による。

2. 弁類

- ① 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものはJIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。
- ② 給水引込部の（ 止水栓 弁柵 ）は水道事業者の指定品とする。
- ③ 定水位調整弁は（ 標準仕様書による（付属品含む） 水道事業者指定品 ）とする。なお、定流量弁を定水位調整弁の手前に設置する。
- ④ 緊急遮断弁装置の屋外に設置する制御盤は、ステンレス製とする。

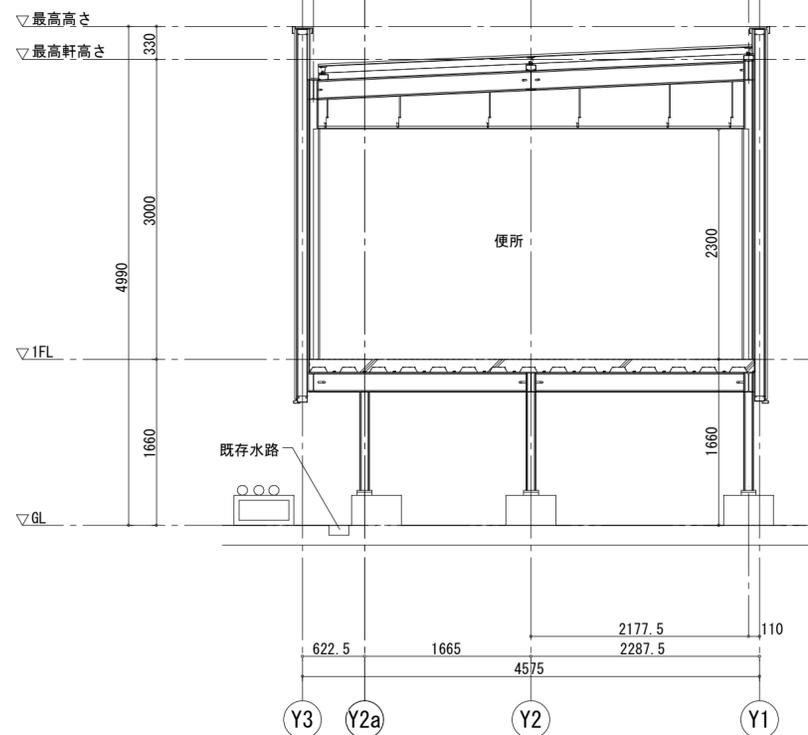
3. 水栓・水栓柱

- ① 水栓
 - ・ 台所流し用の水栓は、泡沫式とする。

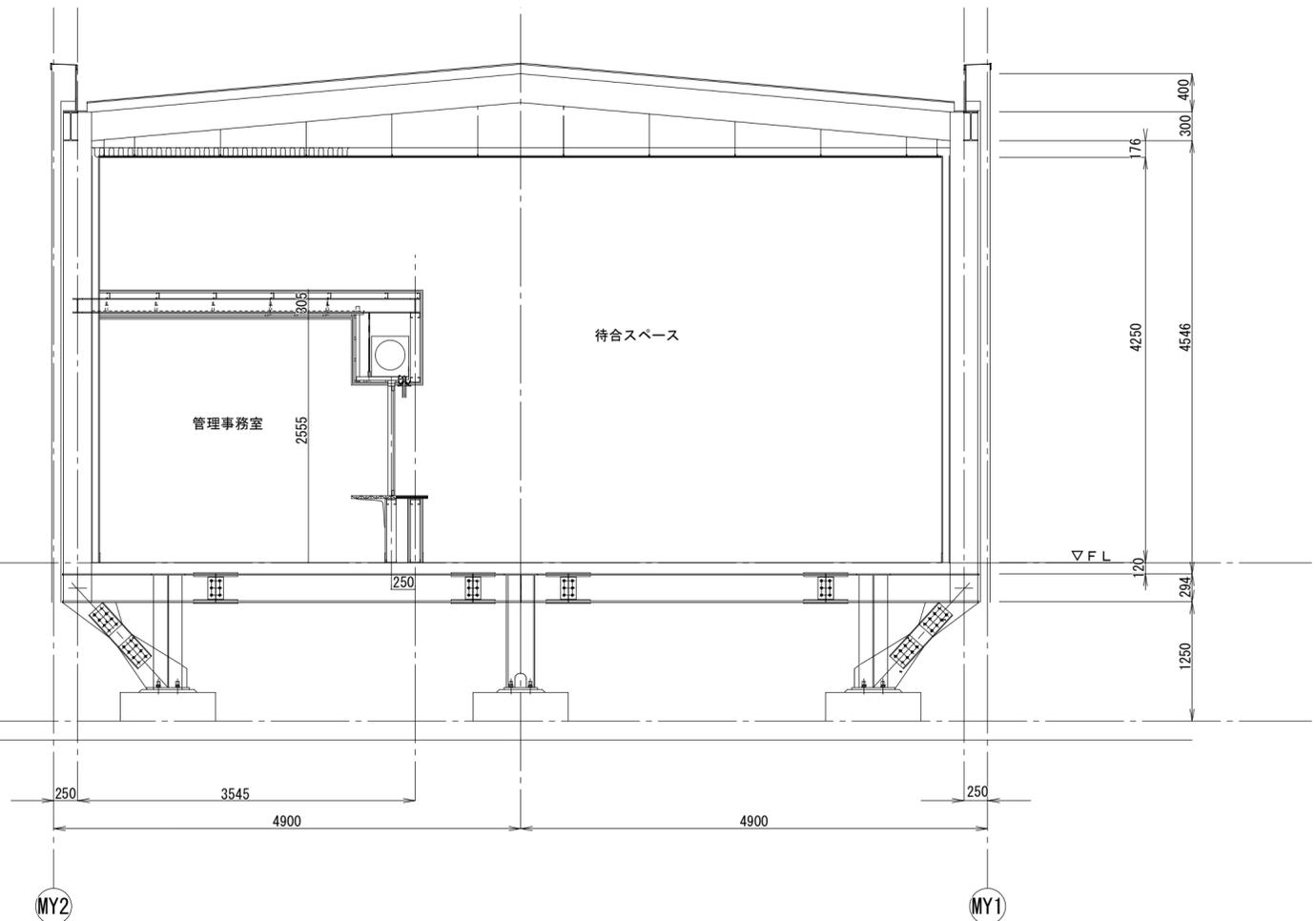
6章 給湯設備

1. 配管材料等

湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造者の標準品とする。



増築トイレ参考断面図 1/50



待合室改修参考断面図 1/50

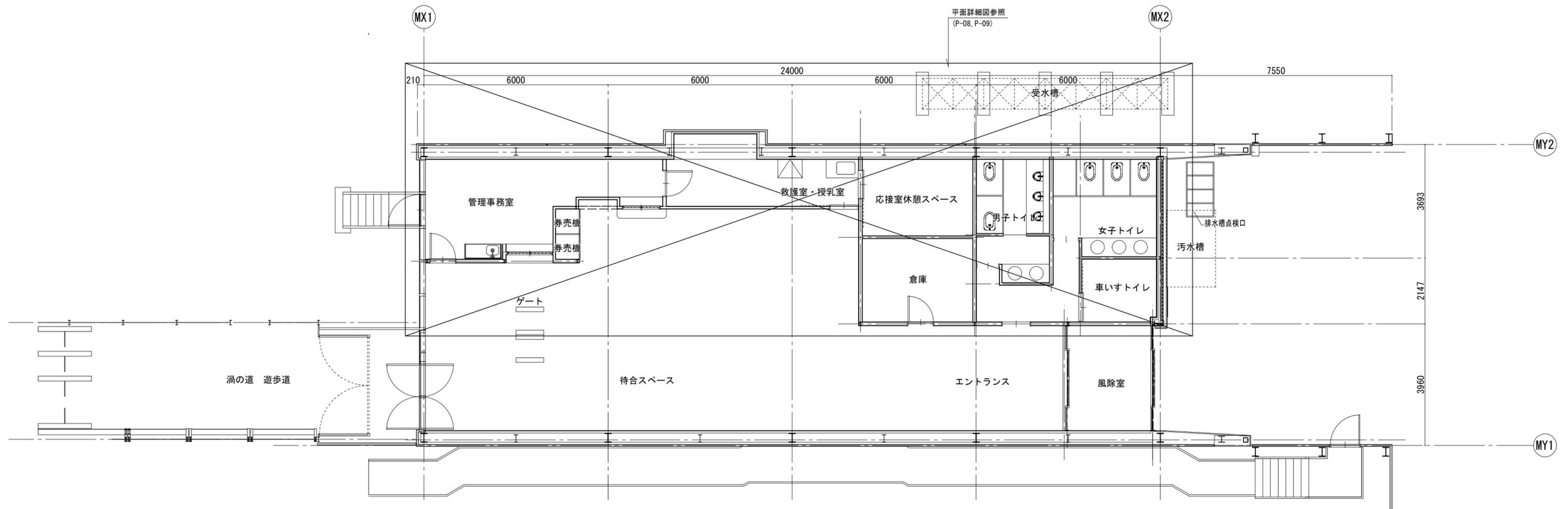
特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 渦の道 鳴門 待合室等改修工事管(着手日指定型)	●図面番号 P-02	 株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 勝幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名 増築トイレ、待合室参考断面図	●縮尺 A2=1/50				

衛生器具表					数量	設置場所						備考		
名称	JIS記号 国交省記号	参考品番	電源			女子 便所	男子 便所	多 目的 便所	救 護 室 兼 授 乳 室					
			相	電圧 (V)										消費電力 (W)
コンパクトトイレレバック		TOTO UADAZ21R1C1ADN2WB	1	100	1040.2	1		1						
		LIXIL PTWC-HC101R1A1AWN												
洋風大便器	C810S	TOTO CFS498BC	1	100	311	8	5	3						
		LIXIL BC-P110SA												
自動洗浄小便器	U620	TOTO UFS900R	1	100	0.5	3		3						
		LIXIL U-A51AP												
ツインデッキカウンター(ホウル一体タイプ) (カウンター:L=1720mm)		TOTO MKWEPA13	1	100	0.6×2	1		1						
ツインデッキカウンター(ホウル一体タイプ) (カウンター:L=3240mm)		TOTO MKWEPA13	1	100	0.6×4	1	1							
ハンドドライヤー (プラグ付電源コード共)		TOTO TYC420W	1	100	1015	2	1	1						
		LIXIL KS-570AH												
ハンドドライヤー		TOTO TYC320W	1	100	625	1		1						
		LIXIL KS-580AH												
掃除流し	S210	TOTO SK22A				1	1							
		LIXIL S-202A												
ペビシート		TOTO YKA25N				2		1	1					
		LIXIL AC-OK-21F												
フィッティングボード		TOTO YKA41R				1		1						
		LIXIL AC-CB-14												
化粧鏡(耐食鏡)		TOTO YM4575F				6	4	2						
		LIXIL KF-4510A												
化粧鏡(耐食鏡)		TOTO YM6090F				1		1						
		LIXIL KF-6090A												
フック		TOTO YKH22				9	5	3	1					
		LIXIL FKF-80F												

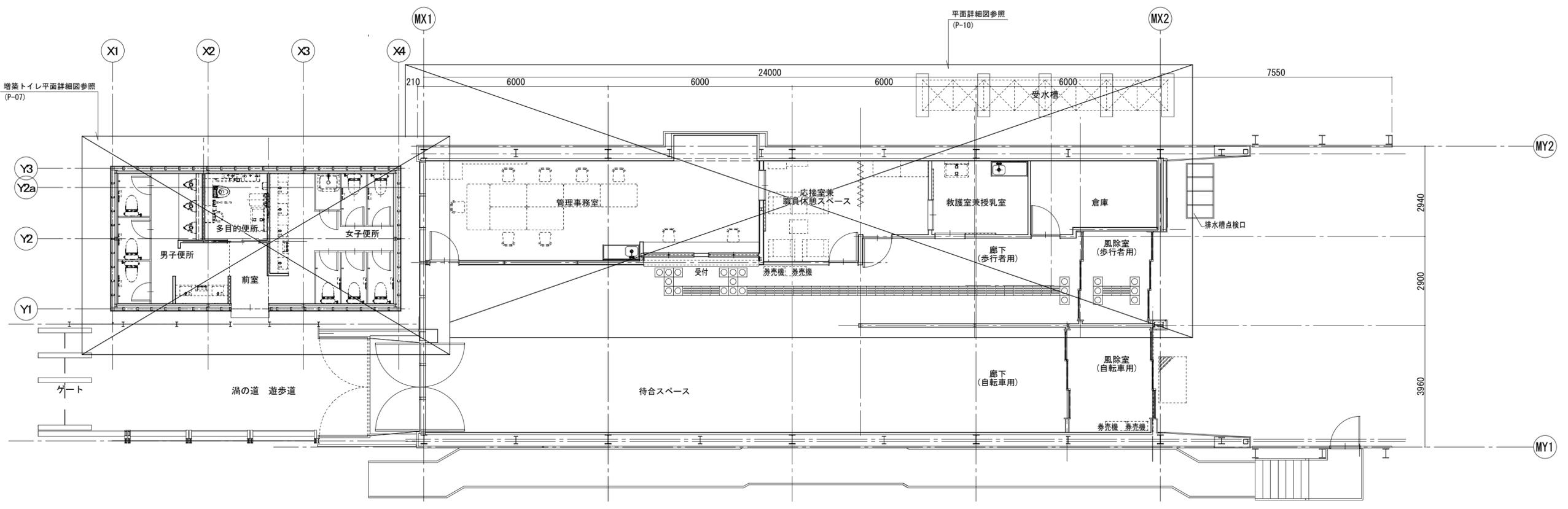
●表記電気容量は参考値とする。

衛生器具付属品一覧			
名称	参考品番	付属品及び仕様	
コンパクトトイレレバック	TOTO UADAZ21R1C1ADN2WB	TCF5841AUPR(温水洗浄便座:409W)、大便器床置きタイプ、洗面器(自動水栓:0.6W・水石けん入れ)、手洗器(自動水栓:0.6W)、汚物流し(タッチスイッチ式洗浄:30W・電気温水器:600W)、背もたれ(ソフトタイプ)、はね上げ手すり、L型手すり	
	LIXIL PTWC-HC101R1A1AWN	CW-PC12-CK-UR-TU(温水洗浄便座:350W)、大便器床置きタイプ、洗面器(自動水栓:1.3W・水石けん入れ)、手洗器(自動水栓:1.3W)、汚物流し(タッチスイッチ式洗浄:7.5W・電気温水器:700W)、背もたれ、はね上げ手すり、L型手すり	
洋風大便器	TOTO CFS498BC	フラッシュタンク式、TCF5534AU(温水洗浄便座)、YH702(棚付二連紙巻器)	
	LIXIL BC-P110SA	クイックタンク式、DQ-PA150CH(タンク)、CW-PA21ALQE-NE-R1(温水洗浄便座)、CF-020-SET(止水栓ホースセット)、CF-63HST(棚付二連紙巻器)	
自動洗浄小便器	TOTO UFS900R	壁掛壁排水	
	LIXIL U-A51AP	壁掛壁排水	
ツインデッキカウンター(ホウル一体タイプ) (カウンター:L=1720mm)	TOTO MKWEPA13	奥行き600mm、ホウル×2、TENA125A×2(自動水栓)、T6BR×2(床給水用止水栓)、T6SM10×2(床排水用排水金具)、MFT3(フロントパネル扉式・扉×4枚・底板(両扉タイプ)×2枚)、ハンドドライヤーセット(ラン加工費(ホウル2連の間×1箇所))	
ツインデッキカウンター(ホウル一体タイプ) (カウンター:L=3240mm)	TOTO MKWEPA13	奥行き600mm、ホウル×4、TENA125A×4(自動水栓)、T6BR×4(床給水用止水栓)、T6SM10×4(床排水用排水金具)、MFT3(フロントパネル扉式・扉×8枚・底板(両扉タイプ)×4枚)、ハンドドライヤーセット(ラン加工費(ホウル1連と3連の間×1箇所))	
ハンドドライヤー (プラグ付電源コード共)	TOTO TYC420W	TYC502R(プラグ付電源コード)、高速両面タイプ、ヒーターあり	
	LIXIL KS-570AH	電源コンセント式、ヒーターあり	
ハンドドライヤー	TOTO TYC320W	高速タイプ、ヒーターあり	
	LIXIL KS-580AH	電源直結式、ヒーターあり	
掃除流し	TOTO SK22A	TK22(リムカバー)、T23AEQ20C(レバー式横水栓)、TN128(ストリート形止水栓・床給水ホース)、T9R(バックハング)、HH04060×2(樹脂プラグ)、T37SGEP(床排水金具)	
	LIXIL S-202A	LF-7KEZ-19-U(レバー式横水栓)、SF-20SAF-P(床排水金具)、SF-10E(バックハング)、SF-202S(床給水ホース)	
ペビシート	TOTO YKA25N	YPH67109(固定金具)	
	LIXIL AC-OK-21F	KF-D17×3(固定金具)	
フィッティングボード	TOTO YKA41R	YPH62022(固定金具)	
	LIXIL AC-CB-14	KF-D3×2(固定金具)	
化粧鏡(耐食鏡)	TOTO YM4575F	450×750	
	LIXIL KF-4510A	457×1000	
化粧鏡(耐食鏡)	TOTO YM6090F	600×900	
	LIXIL KF-6090A	610×914	
フック	TOTO YKH22		
	LIXIL FKF-80F		

特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	 株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No.203045 藤川 隆幸 Tel.0883-77-3466 Fax.0883-77-3112	所長	設計長	担当者
		R7 営繕 渦の道 鳴門 待合室等改修工事管(着手日指定型)	P-04				
		●図面名	●縮尺	A2=1/NON			
		衛生設備 器具表					



平面図(改修前) 1/100



平面図(改修後) 1/100

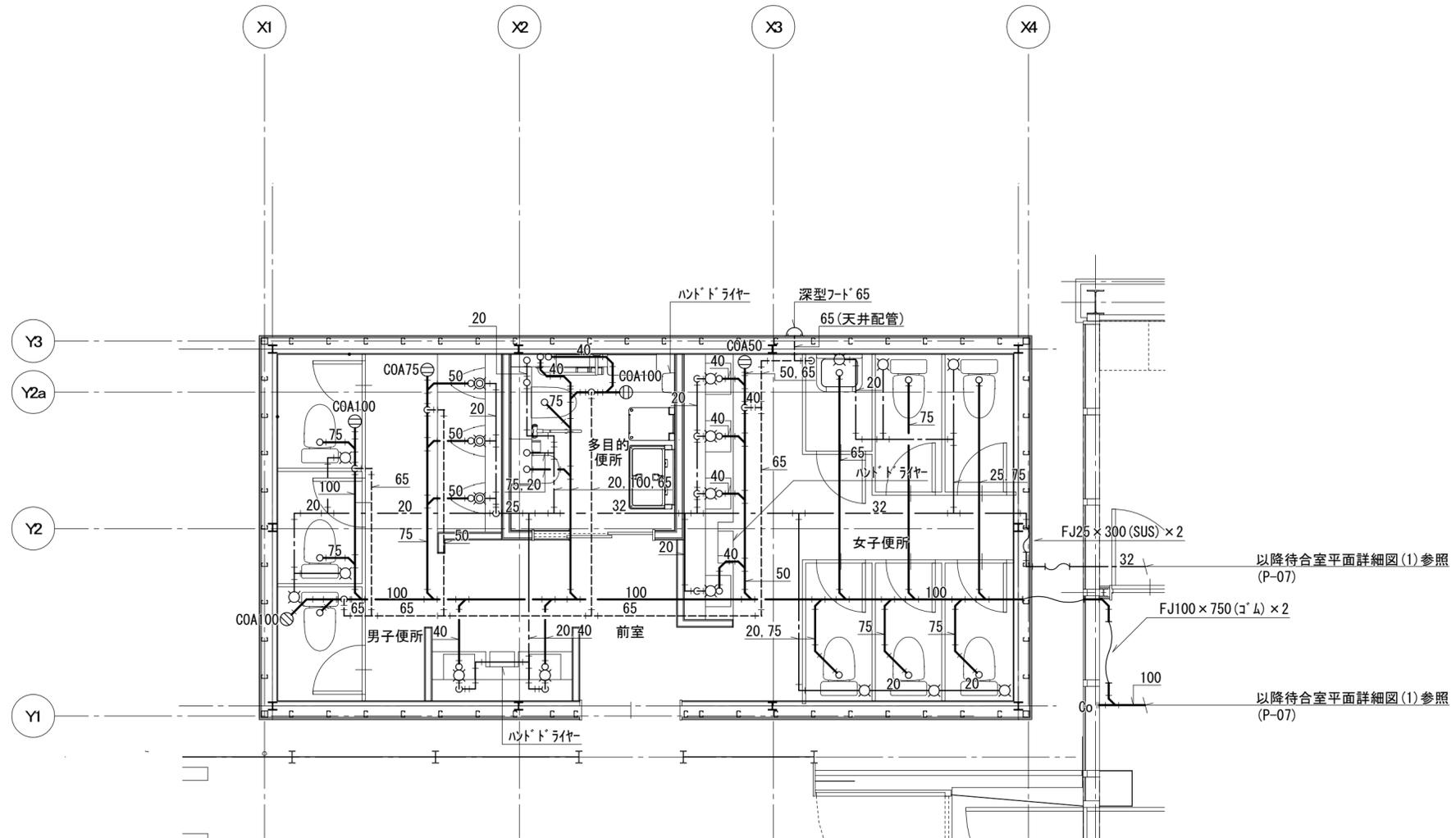
特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 渦の道 鳴門 待合室等改修工事管(着手日指定型)	●図面番号 P-05	 株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 勝幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名 衛生設備 平面図(改修前、改修後)	●縮尺 A2=1/100				

器具表

男子便所	
洋風大便器	3
自動洗浄小便器	3
ツインデッキカウンター(ホケル一体タイプ)	1
ハンドドライヤー	1
化粧鏡	2
フック	3

女子便所	
洋風大便器	5
ツインデッキカウンター(ホケル一体タイプ)	1
ハンドドライヤー	1
掃除流し	1
化粧鏡	4
フック	5

多目的トイレ	
多機能トイレパック	1
化粧鏡	1
ハンドドライヤー	1
ベビーシート	1
フィッティングボード	1
フック	1



特記

徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R7営繕 渦の道 鳴門 待合室等改修工事(着手日指定型)

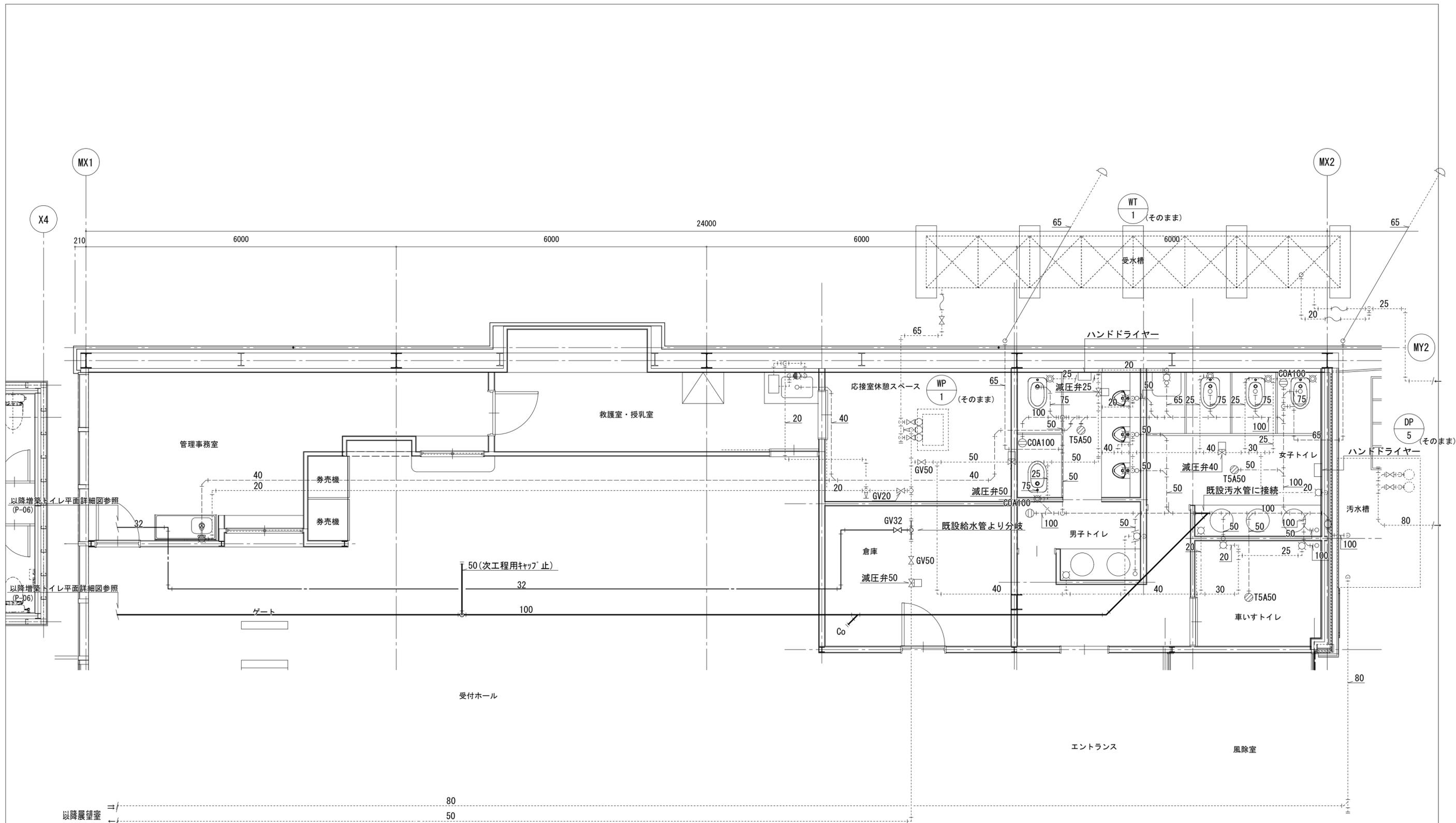
●図面名
衛生設備 増築トイレ平面詳細図

●図面番号
P-06

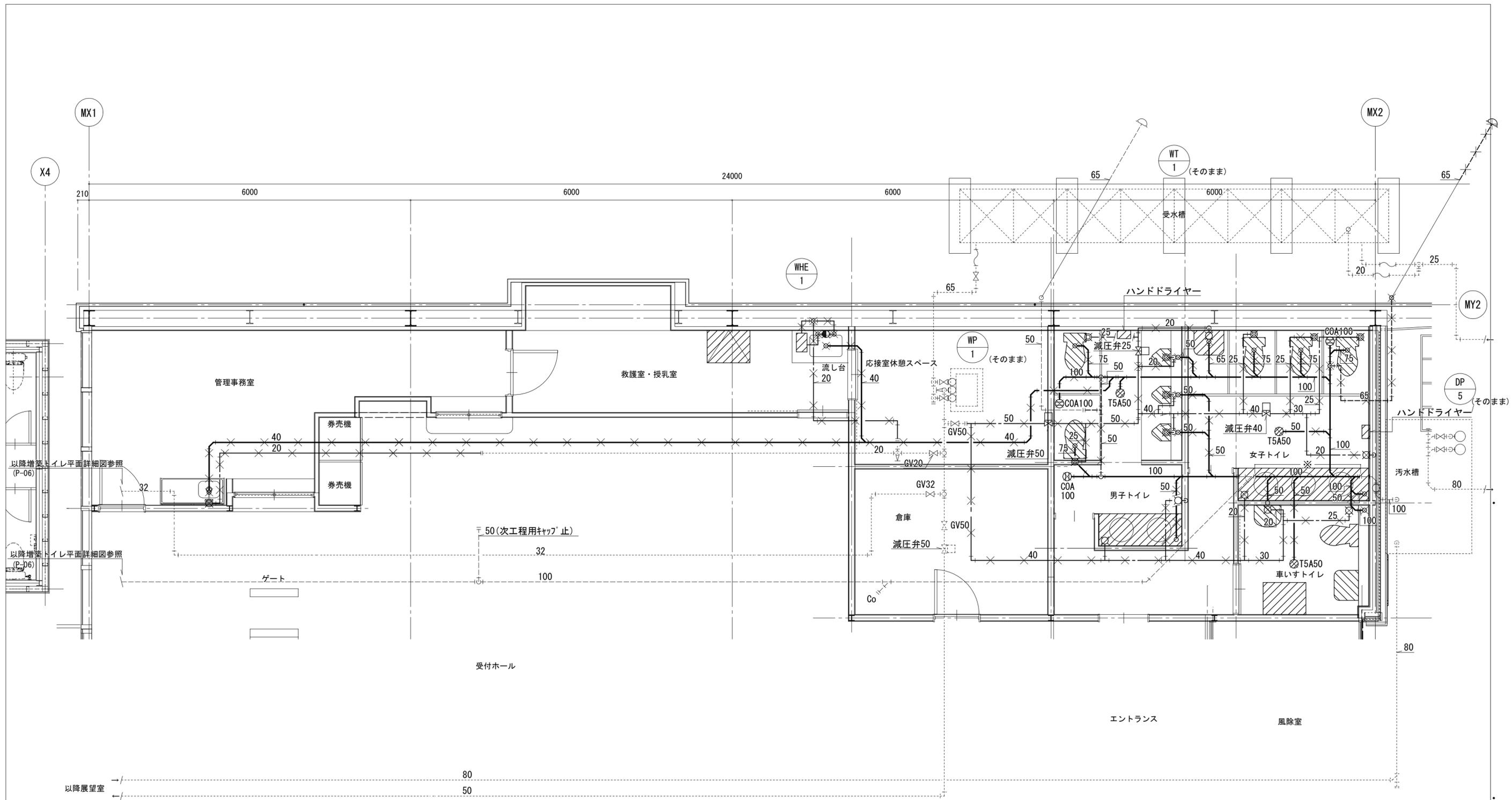
●縮尺
A2=1/50

株式会社 スバル設計
 管理建築士 一級建築士 No.203045 藤川 勝幸
 Tel.0883-77-3466 Fax.0883-77-3112

所長	設計長	担当者



特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 渦の道 鳴門 待合室等改修工事管 (着手日指定型)	●図面番号 P-07	 株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 勝幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名 衛生設備 トイレ増築待合室平面詳細図	●縮尺 A2=1/50				



撤去器具

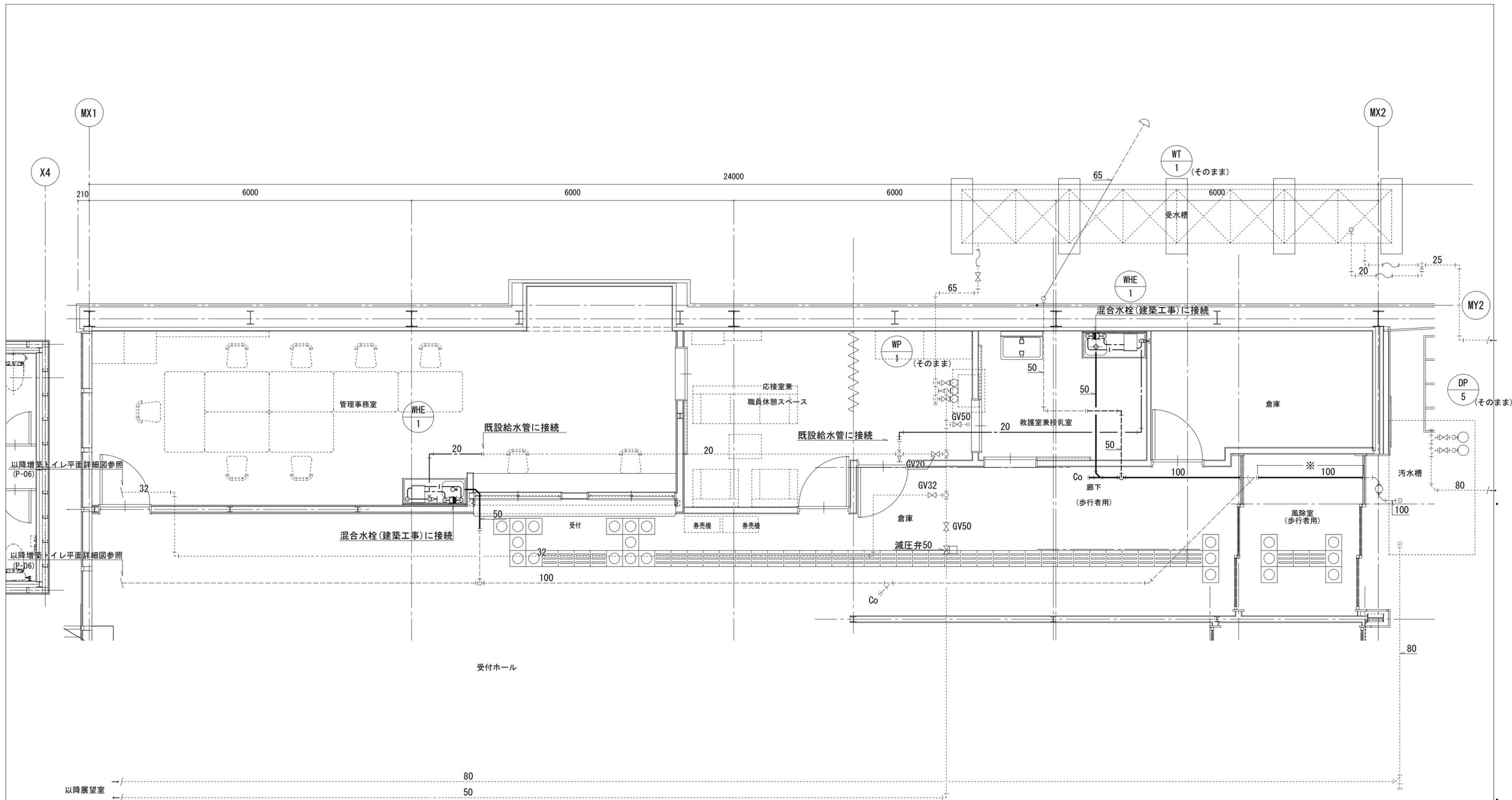
救護室・授乳室	
シングルレバー混合栓	1
ベビーシート	1

女子トイレ	
洋風大便器(洗浄弁)	3
洗面器	3
洗面カウンター	1
掃除流し	1
単水栓	1
ハンドドライヤー	1
化粧鏡	1

男子トイレ	
洋風大便器(洗浄弁)	2
壁掛形小便器	3
洗面器	2
洗面カウンター	1
単水栓	1
ハンドドライヤー	1
小便器用手すり	1
化粧鏡	1

車いすトイレ	
洋風大便器(洗浄弁)	1
オストメイト	1
洗面器	1
ベビーシート	1
跳ね上げ手すり	1
L型手すり	1
化粧鏡	1

図中※の配管は営業時間外に撤去のこと。



新設器具

救護室兼授乳室	
ベビーシート	1

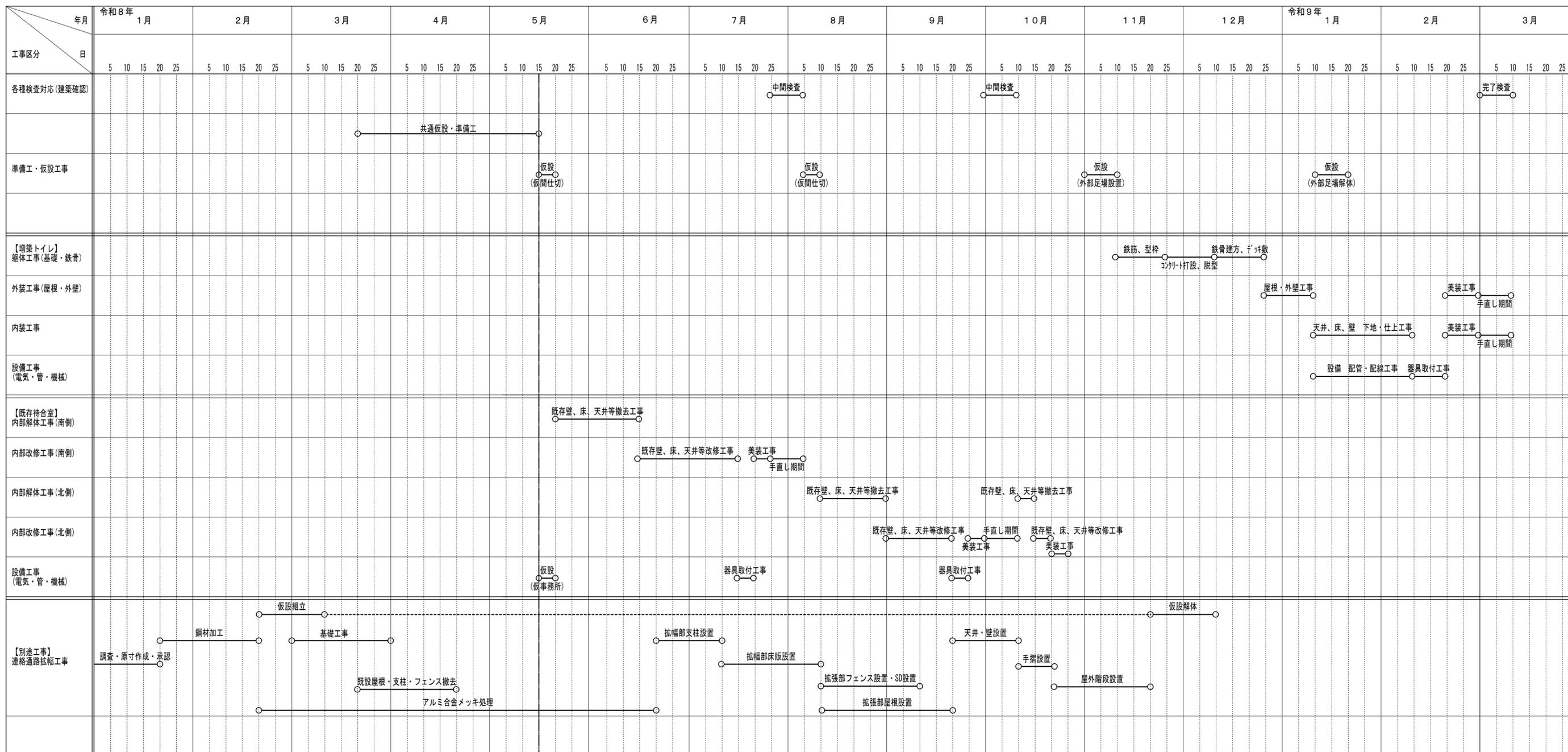
図中※の配管は営業時間外に接続のこと。

特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 渦の道 鳴門 待合室等改修工事管(着手日指定型)	●図面番号 P-09	 株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 勝幸 Tel. 0883-77-3466 Fax. 0883-77-3112	所長	設計長	担当者
			●図面名 衛生設備 待合室改修平面詳細図(改修後)		●縮尺 A2=1/50		

施工にあたっての留意事項

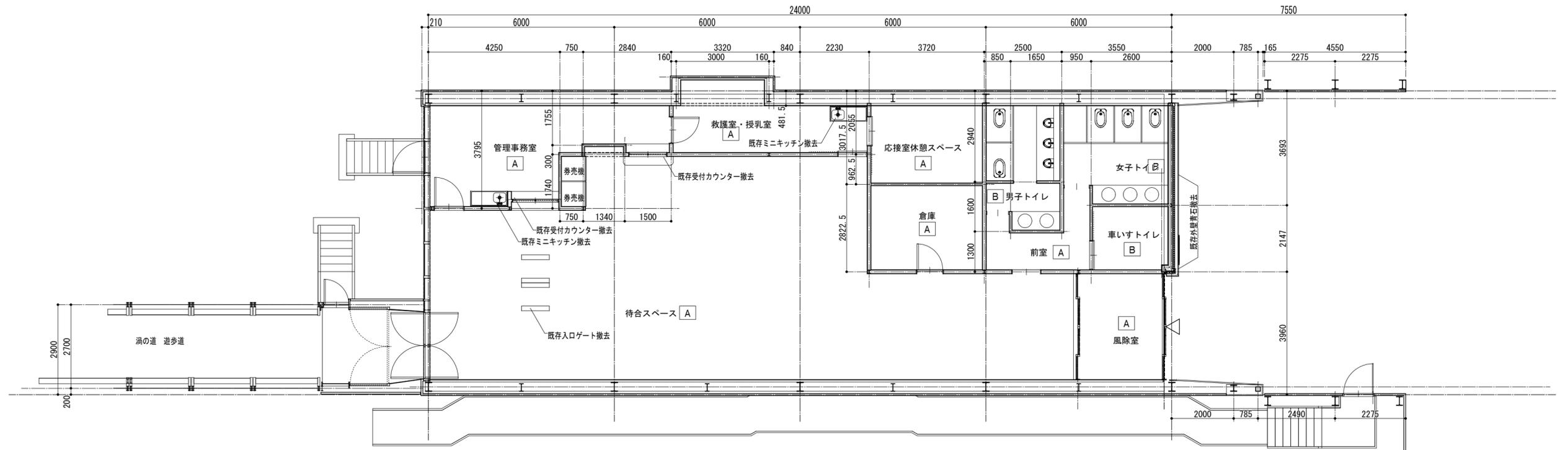
- この工事は、造成工事後の敷地に新築工事をするもので、地域住民や国道の通行に影響の無い様、十分配慮しなければならない。
施工に当たっては、施設利用日程を考慮した詳細工程を作成し、施設管理者と調整しながら施設運営に支障が無い様にしなければならない。
- 別途設備工事もあることから、建築・設備の総合図のとりまとめや、現場の進行管理等、本改修工事の全体調整は、受注者が積極的に行うこと。
- 工事範囲内外を問わず、関わる全ての場所において、整理整頓、清潔の保持、仮設物の点検を日常的に実施する等、施設利用者の安全・衛生確保に努めること。

全体参考工程表



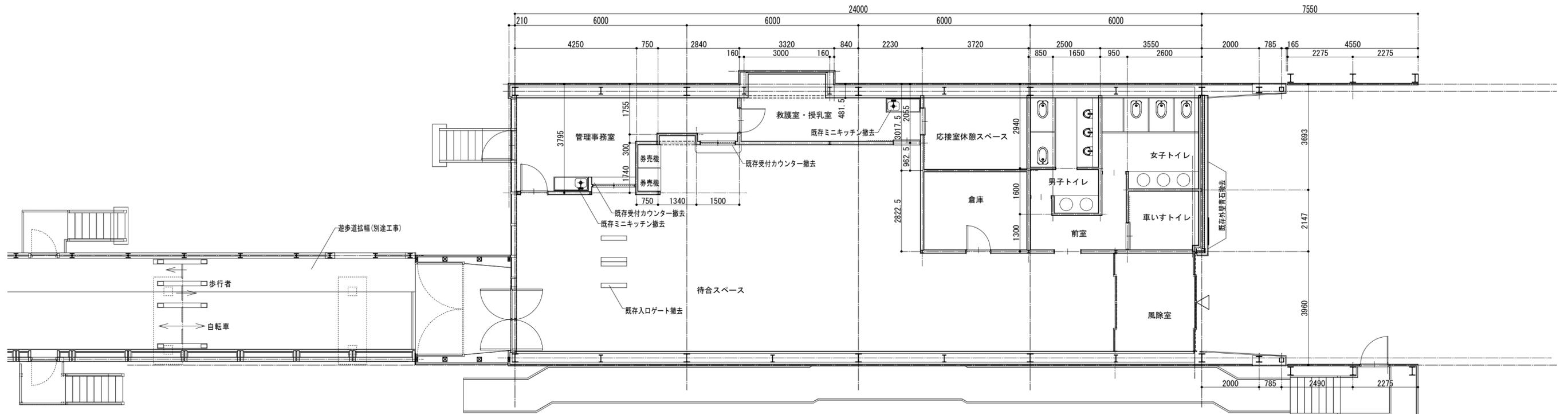
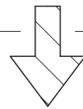
△ 工事着手日 令和8年5月15日

特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 涌の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事管 (着手日指定型)	●図面番号 P-10	株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 達幸 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112	所長 藤川	設計長 近藤	担当者 崎川
		●図面名 概略工事工程表 (参考)	●縮尺 NON		一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 226227	一級建築士 No. 372340



現状平面図

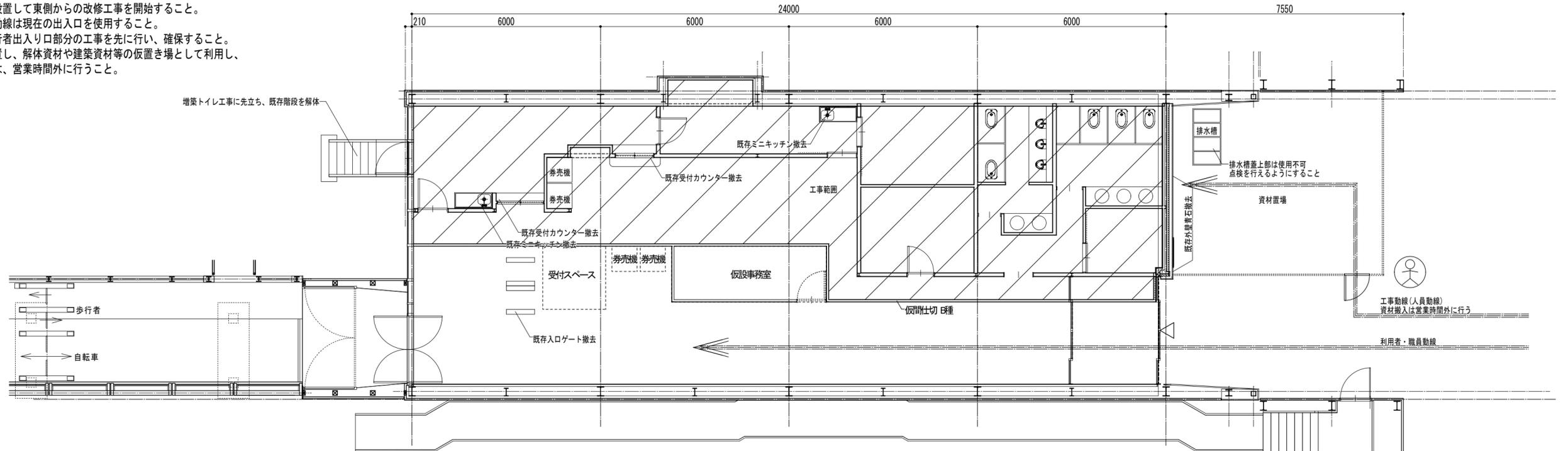
●別途工事として遊歩道拡幅工を実施予定です。
スケジュールは概略工程表を参照すること。



竣工後平面図

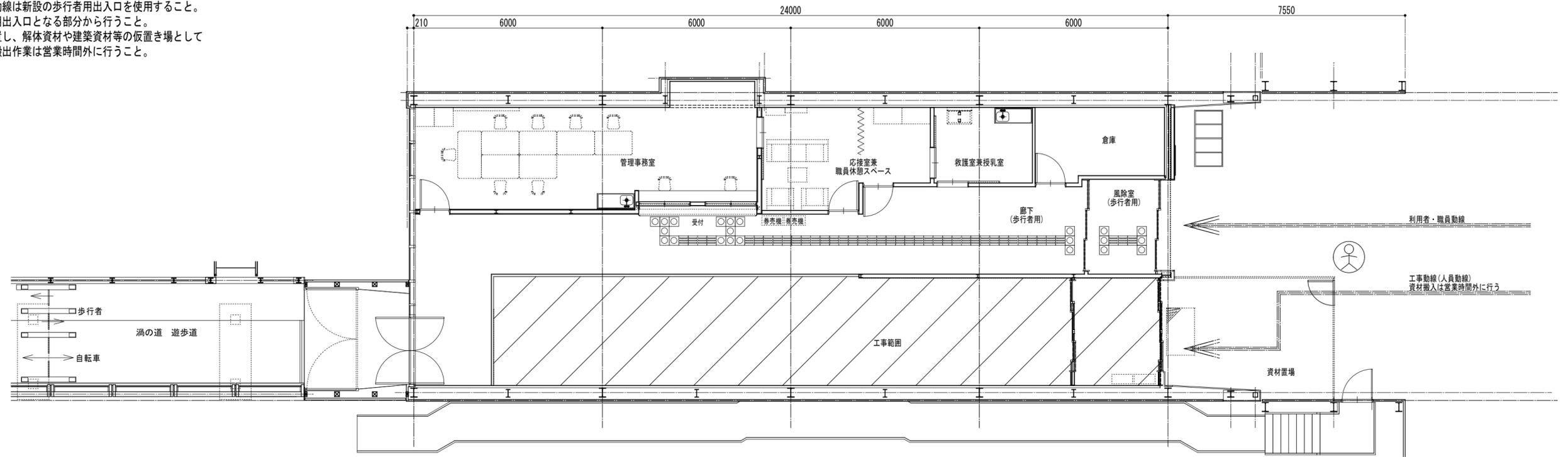
特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 溝の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事管 (着手日指定型)	●図面番号 P-11	株式会社 スパル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 達幸 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112	所長 藤川	設計長 近藤	担当者 崎川
		●図面名 建築工事仮設計計画図-1 (参考図)	●縮尺 1:100		一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 226227	一級建築士 No. 372340

- 既存待合室南側の改修工事に着工すること。
 まずは中央に仮間仕切りを設置して東側からの改修工事を開始すること。
 既存待合室の利用・職員の動線は現在の出入口を使用すること。
 工事動線は新たにできる歩行者出入口部分の工事を先行し、確保すること。
 外部には一部、仮囲いを設置し、解体資材や建築資材等の仮置き場として利用し、
 この仮囲いからの搬出作業は、営業時間外に行うこと。



ステップ1 (待合室南側改修工事)

- 既存待合室北側を改修すること。
 既存待合室の利用・職員の動線は新設の歩行者用出入口を使用すること。
 工事動線は改修後、自転車用出入口となる部分から行うこと。
 外部には一部、仮囲いを設置し、解体資材や建築資材等の仮置き場として
 利用し、この仮囲いからの搬出作業は営業時間外に行うこと。

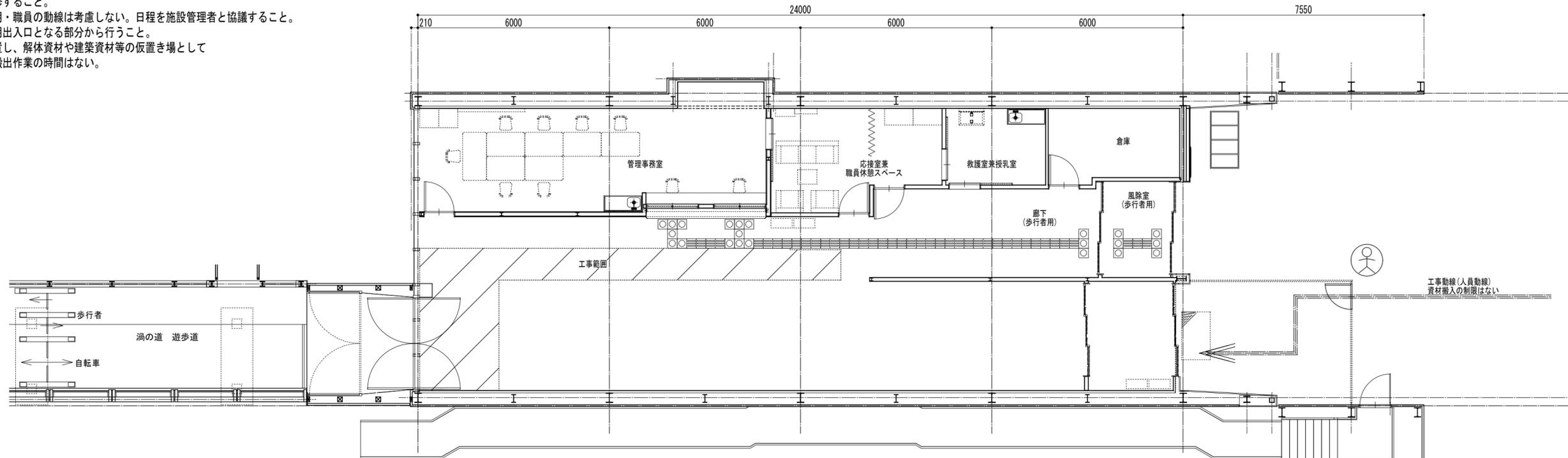


ステップ2 (待合室北側改修工事)

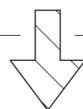
- 凡例
- 工事用動線
 - 利用者・職員動線
 - - - 仮囲い (ガードフェンス H=1.8)
 - - - 仮設扉
 - - - 仮間仕切り (LGS下地+石膏ボード)
 - ⊗ 交通整理員
 - /// 工事範囲

特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事管 (着手日指定型)	●図面番号 P-12	株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 啓幸 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112	所長 藤川	設計長 近藤	担当者 崎川
		●図面名 建築工事仮設計計画図-2 (参考図)	●縮尺 1:100		一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 226227	一級建築士 No. 372340

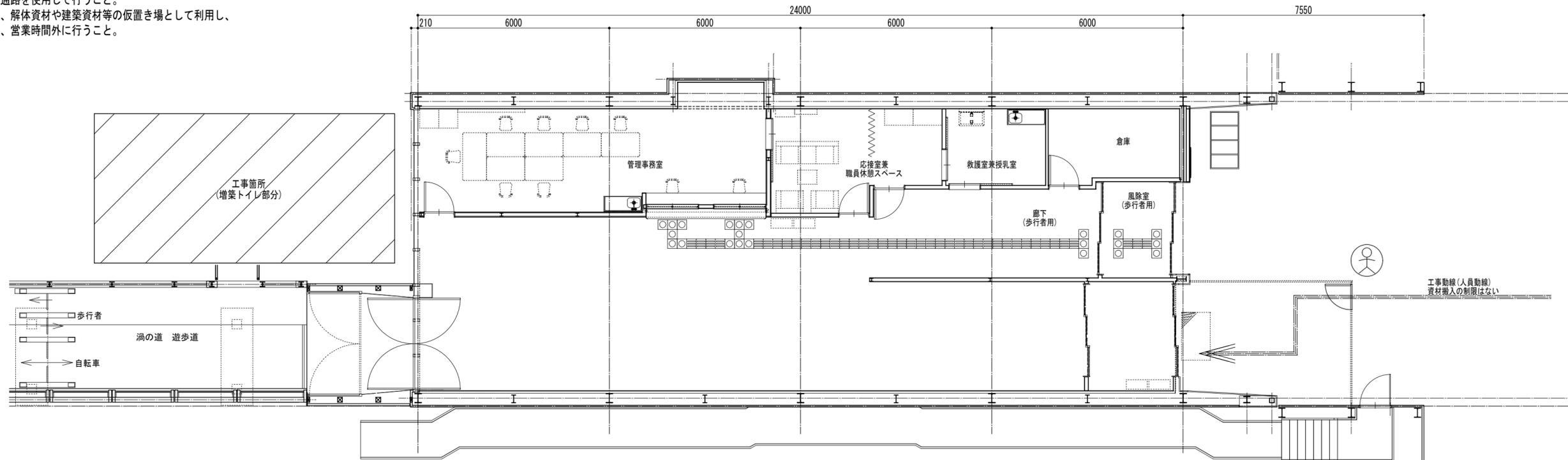
- 既存待合室の残置部分を改修すること。
 渦の道を休憩とする為、利用・職員の動線は考慮しない。日程を施設管理者と協議すること。
 工事動線は改修後、自転車用出入口となる部分から行うこと。
 外部には一部、仮囲いを設置し、解体資材や建築資材等の置き場として利用し、この仮囲いからの搬出作業の時間はない。



ステップ3(既存待合室残置部分改修)



- 増築WC工事中は基本的に待合室は現状通り利用する。
 待合室を経由しての搬入等は営業時間外に行うこと。
 また、作業員の出入りは避難通路を使用して行うこと。
 外部には一部仮囲いを設置し、解体資材や建築資材等の置き場として利用し、この仮囲いからの搬出作業は、営業時間外に行うこと。



ステップ4 (増築トイレ工事)

- 凡例
- 工事用動線
 - 利用者・職員動線
 - 仮囲い (ガードフェンス H=1.8)
 - 仮設扉
 - 仮間仕切り (LGS下地+石膏ボード)
 - ⊗ 交通整理員
 - /// 工事範囲

特記	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R7営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事管(着手日指定型)	●図面番号 P-13	株式会社 スバル設計 管理建築士 一級建築士 No. 203045 藤川 達幸 Tel. 0893-77-3466 Fax. 0893-77-3112	所長	設計長	担当者
		●図面名 建築工事仮設計計画図-3(参考図)	●縮尺 1:100		藤川	近藤	崎川
					一級建築士 No. 203045	一級建築士 No. 226227	一級建築士 No. 372340